

社会福祉法人視覚障害者文化振興協会
理事長 松本 忠基 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和7年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第56条第1項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和8年5月10日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

(1) 定款に定める細則について

定款第6条第3項に規定する評議員選任・解任委員会の運営についての細則が定められていないため、速やかに定めること。

(2) 定時評議員会の運営について

法第59条の規定により、毎会計年度終了後3月以内に計算書類等を所轄庁に届け出る必要があることから、定時評議員会を決議の省略により行う場合には、6月末日までに評議員全員からの同意を得ること。

(3) 理事会の決議の省略について

- ① 法第45条の15第1項に基づき、今後は理事全員から、同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を徴収すること。
- ② 議案に対する監事の異議の有無の確認に際して、本人以外の署名による同意書があることが認められた。今後は提出された書面を十分に確認するなど、適正な法人運営に留意すること。

(4) 理事に委任される範囲について

- ① 法第 45 条の 13 第4項において、重要な業務執行である多額の借財の決定については理事に委任することができないとされていることから、理事会が理事長に委任する借財の範囲を明確に定めること。なお、適切な根拠・計画を伴わない借入れは法人の経営に影響を与える恐れがあるため、以下を行うこと。
 - ・ 経理規程第 38 条に基づく借入理由及び返済計画の文書もふまえて判断する。
 - ・ 後日の紛争を防止するという趣旨から、借入れの条件、金額、期間等が明確となった契約書を取り交わす。
- ② 業務執行理事の職務の分担に関する規程等が定められていないため、速やかに定めること。

(5) 決議に特別の利害関係を有する理事の確認について

法第 45 条の 14 第5項において、理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができないと定められているところ、これらの確認が十分に行われていない事実が認められたため、今後はそれぞれから確認書を徴収するなど、必要な確認を行うこと。

(6) 事業報告の附属明細書について

事業報告及びその附属明細書については、法第 45 条の 27 及び 28 の規定により、毎会計年度終了後3月以内に作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、附属明細書を作成していないことが認められたため、作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けること。

(7) 不動産の借用について

国及び地方公共団体以外の者から借用している就労継続支援事業に用する不動産については、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年9月 8 日付障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定める要件を満たす場合を除き、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定及び登記を行う必要があることから、賃貸借契約を見直すか、必要な登記を行うこと。